

◎山内涼成議員の一般質問

日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質問を行います。

初めに、高齢者世帯へのエアコン助成を求め質問します。

年々暑さが厳しくなる中で、熱中症による救急搬送が増加しています。

市内で発生した熱中症により救急搬送された傷病者数は、(調査期間：令和4年4月25日から10月2日)8月21日時点で累計473人(前年同期比+235人)、そのうち65歳以上の高齢者は254人となっています。

熱中症による救急搬送で、最も多い発生場所が住居です。室内での熱中症を防ぐため独自で高齢者世帯などのエアコン購入・設置費用を助成する自治体が増えています。

例えば、東京都港区の「高齢者エアコン購入設置費用助成事業」の対象は①区内在住で65歳以上のみ、または65歳以上と障がい者で構成される②住民税非課税③自宅にエアコンが1台もない、または故障で使用できるエアコンが1台もない—の全てを満たす世帯です。補助額はエアコン購入・設置費と助成上限額65,000円のいずれか少ない方です。この事業の実績は、20年と21年の合計が105件(うち生活保護利用世帯24件)、22年が現時点で39件(うち生活保護世帯7件)となっています。

昨今の猛暑は暑くて寝苦しいといったレベルをはるかに超え、命の危険にさらされるレベルです。しかし、月数万円の年金暮らしの高齢者にはエアコンの購入・設置費用は大きな負担となります。エアコンがないばかりに熱中症で市民が命を落とすことの無いように本市でも高齢者へのエアコン助成制度を実施すべきです。見解を伺います。・・・①

厚生労働省は2018年6月の通知で、同年4月以降に一定の条件を満たす生活保護の利用世帯にエアコン購入費の支給(上限58,000円)を認めています。対象となるのは、①保護の利用を開始した人でエアコンがない②単身世帯で長期入院・入所後の退院・退所時にエアコンがない③災害に遭い、災害救助法の支援ではエアコン代を賄えない④転居先で設備の違いによりエアコンを使えない⑤犯罪被害または同一世帯の人から暴力を受け転居する場合にエアコンがない—のいずれかの世帯で、熱中症予防が特に必要な人が居り、初めての夏を迎えるときにエアコンがない場合です。

しかし、このエアコン購入費は、古くなったエアコンが壊れた場合、支給の対象となっておりません。

現行、社会福祉協議会からの借り入れは認められているものの手続き上時間がかかり、急なエアコンの故障などには対応できません。

2018年の通知によって、エアコンは最低生活維持のために必要とされた家具什器であるとほぼ定められた以上、エアコンが壊れて買い替えが必要になった場合でも、エアコン購

入費の支給を行うよう国に求めるべきです。

また、国が判断するまでの間は本市が独自に対策をとるべきです。見解を伺います。・・・

②

つぎに、読売 KoDoMo 新聞 7 月 1 4 日号の市内小学校への配布について伺います。

私たちは、安倍元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対して、深い哀悼の気持ちをのべ、暴挙への厳しい糾弾を表明してきました。政治的立場を異にしている、亡くなった方に対しては礼儀を尽くすのが我が党の立場です。同時に、それは安倍元首相に対する政治的評価、政治的批判とは全く別の問題であると考えます。国民の中でも、無法な暴力で命を落とした安倍氏に対する追悼の気持ちを持っている人々も含めて、安倍元首相の政治的立場や政治姿勢に対する評価は大きく分かれていることは明らかです。

2022年7月14日発行の読売 KoDoMo 新聞が市内小学校全校の4・5・6年生に約25,000部配布されました。記事の1面は「安倍元首相撃たれて死亡」の見出しで、教員や保護者から戸惑いの声が寄せられています。

教育基本法第14条2項には「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とあります。

今回配布された読売 KoDoMo 新聞 7 月 1 4 日号は1～2面を使って安倍元首相を称賛する記事で埋められています。こうした記事が載っている新聞を配布することは、教育委員会から各家庭へのメッセージと受け止められかねません。

教育委員会によると、読売 KoDoMo 新聞の配布は読売新聞から本市教育委員会に新聞教育として依頼があり今年の7月15日号から開始、今回の7月14日号は6月の時点で内容が決定していたとのこと。そこで尋ねます。

本市の新聞教育は教育現場でどのように実践されてきたのですか。また、子ども新聞は教材としてどのように使われてきたのか。答弁を求めます。・・・③

教育委員会は、希望する学校に新聞が届くまで中身を見る余地はないとの見解ですが、新聞教育を行う前提に立てば記事の内容について政治的中立性が担保されているか、子どもたちにとってその内容が有意義なものなのか教育委員会がチェックすべきです。

読売 KoDoMo 新聞 7 月 1 4 日号の記事について、教育委員会は政治的中立を担保したものと考えるか。見解を伺います。・・・④

■北橋市長

[高齢者のエアコン助成について]

山内議員のご質問にお答えします。私からは生活保護世帯のエアコン助成についてであります。

近年、全国的に猛暑が続き、熱中症による健康被害が数多く報告されています。熱中症は屋外だけでなく、室内でも発症し、場合によっては命に関わることから適切な熱中症予防対策が必要とされています。

そのため本市でも毎年、生活保護受給世帯に対して、担当ケースワーカーがチラシを配布するなどして、熱中症予防の啓発・注意喚起を行っております。このような中、国は平成30年の生活保護の実施要領の改正により、エアコン購入費用の支給を認めることといたしました。

支給対象年齢、支給対象世帯は保護を開始する時、又は長期入院後に退院し、新たに住居を設定した際、あるいは転居の際などにエアコンの持ち合わせがないといった要件に加えて、高齢者や障害者など熱中症予防が特に必要とされるものが世帯内にいるなど、一定の要件を満たす場合に限り、認められることとなっています。

これまでの支給実績は、平成30年度に45件、令和元年度に106件、令和2年度62件、令和3年度84件となっております。

一方、エアコンの買い替えについては支給の対象となっておりません。このため老朽化したエアコンが故障し、買い換える場合には、社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度の利用や、今年度から国の通知により認められた割賦払いにより購入しています。

エアコンの購入費用の支給に係る現行制度については、熱中症予防の観点から本市としても十分ではない、と認識はしております。しかし生活保護制度は法定受託事務として、全国一律で運用されるものであります。このことから市独自で生活保護世帯のみを対象とした制度を創設することは困難であります。

そのためこれまで国に対して福岡県市長会を通じて、エアコンの買い替えを支給対象に加えること、また大都市生活保護主管課長会議を通じて、新たにエアコンの購入を認める世帯の要件を緩和することなどについて要望しております。

今後とも、現行制度の周知を徹底し、様々な機会をとらえて国に要望してまいります。残余の質問は関係局長、教育長からお答えさせていただきます。

■保健福祉局長

私からは高齢者へのエアコン助成制度について実施すべき、とのご質問に答弁させていただきます。

熱中症を防ぐためには、適切な予防対策が重要でございます。そのため本市では部屋の温度調整、こまめな水分補給、日々の健康管理といった具体的な予防コードを市政だより、チラシ、講習会など様々な手法や機会を活用して啓発に努めております。

特に高齢者については暑さを感じにくいなどの特徴があり、エアコンが設置されていても使用せずに自覚がないまま、熱中症になる危険性がございます。このため見守りが必要な高齢者に対しては、民生委員の協力により個別の声かけを行っていただいているところでもあります。

エアコンについて、でございます。このエアコンの普及率につきましては、令和4年3月に内閣府が実施いたしました消費動向調査によりますと、九州沖縄地方では単身世帯で86.3%、二人以上の世帯では93.6%。総世帯にしますと、91.1%という状況でございました。

この普及状況から、エアコンにつきましては、基本的には市民の消費生活の工夫の中で購入できるものと考えております。また低所得の高齢者世帯などにつきましては、無利子、又は低利子で利用可能な社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度を活用することができます。

エアコン購入設置費用の助成制度につきましては、全国の政令市では令和3年度に一市がコロナ禍における外出自粛に伴う熱中症対策を目的として、臨時的に実施したのみでございました。

こうしたことから本市と致しましては、高齢者へのエアコン助成につきましては、実施する考えがございません。引き続き、熱中症予防の市民への働きかけにつきましては、関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上です。

■教育長

[読売 KODOMO 新聞配布、教育の政治的中立について]

読売こども新聞の配布についてお尋ねをいただきました。まず新聞教育が教育現場でどのように実践されてきたか、子ども新聞が教材としてどのように使われているか、との点にお答えをいたします。

学習指導要領におきましては、主体的対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するために、新聞を活用して言語活動や探究活動を充実させることが求められております。また児童生徒の情報活用能力の育成を図るためには、統計資料や新聞などの教材、教具の適切な活用を図ることも示されております。

また、文部科学省の「学校図書館整備計画」の中では、児童生徒が主権者として必要な資質能力を身につけるために、発達段階に応じて複数使用、学校に配備することが求められております。

本市におきましては、小・中・特別支援学校に児童生徒向けの新聞や、あるいは一般紙などを2～3紙程度を配備してるところでございます。

本市の小学校での新聞を活用した学習の状況をご説明いたします。小学4年生の国語におきましては、新聞の特徴等を学習いたします。児童・生徒向けの新聞などを教材といたしまして、見出しやリード文、本文の設定、また写真やイラスト、グラフの割り付けなど、構成の仕方や書き方の工夫などについて学んでおります。

こうして学んだことをもとに、社会科や理科、また学級活動などで調べたことや考えたことを、新聞の形式にまとめる学習を行っているところです。

また小学校5年生の国語におきましては、新聞記事の見方などを学習いたします。児童・生徒向けの新聞などを教材といたしまして、同じ出来事を取り扱った記事であっても、記者や新聞社によっては内容が異なることがあるなどをまとめまして、情報活用能力を身につけるようにしております。

ほかにも児童・生徒向けの新聞を教材として活用した例と致しましては、小学校1年生の国語ではカタカナを探す学習、小学校2年生の国語では新聞で紹介された本から興味のあるものを探したり読んだりする学習、小学校5年生の算数では百分率、いわゆる%ですが、などや歩合、いわゆるわる1割2割という割合でございます。そういったものの使われ方を調べる学習、そして新聞からモデルとなる文章を書き写して文章の書き方を身につける学習、といったような学習などがありまして、各学校の実情に応じて活用しているところです。

続きまして2点目の新聞教育を行う前提に立てば、教育委員会が今回の記事の内容をチェックすべきである。記事の内容が政治的中立性を担保したものとするのかという点のご質問をいただきました。

配布の経緯を申し上げますと、今回の「読売こども新聞」の7月14日号でございますが、6月に新聞社から寄贈の申し出がございました。

市内の全小学校128校から希望があったところから、小学校の4年生から6年生に配布したものでございます。

記事の内容について、でございますが、新聞社から寄贈の申し出があった際に記事の内容につきましては、主なニュースや子どもに関心のある情報、また夏休みの自由研究に役立つものなどで構成する旨の説明を受けたところです。

寄贈を受けました7月14日号の実際の記事の内容についてですが、主なニュースのほか、スポーツや科学、芸術、ファッション、乗り物などの情報を掲載して子どもの興味・関心を高めるものであります。

また特集されております夏休みの自由研究でございまして、昆虫の観察や夏野菜の料理の仕方など、具体的な取り組みのヒントに加えて自由研究の進め方としてテーマの設

定や実験や観察の仕方、図や写真を活用したまとめ方などが掲載されておりまして、児童にとって役に立つものとなっております。

お尋ねの記事内容の政治的中立性に対する見解でございます。教育基本法には、学校は特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育をしてはならないと示されております。

今回の「読売こども新聞」でございますが、主なニュースと致しましては、安倍氏の訃報、政治家としての歩み、参議院議員選挙の結果として複数の政党について、などが掲載されております。

今回の記事内容が特定の政党を支持している、あるいは反対しているというものとは考えておりません。

なお、今回配布を行いましたのは夏休み直前でありまして、授業で活用することは想定しておりませんでしたし、また実際にこの新聞を活用した授業を行った学校はございません。

今後も授業で新聞を活用する際は、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、社会の出来事に関心を持ち、自分のこととして課題を捉え、より良い社会を作ろうとする態度を育成して参りたいと考えております。答弁は以上でございます。

●山内議員

〔読売 KODOMO 新聞の配布について〕

今回の「読売こども新聞」（7月14日号）の配布された経緯は、今教育長がおっしゃった通りで、6月に読売新聞社から無料で子ども新聞を提供する、ということで必要な学校を募って結果として、全校の4、5、6年生に配布された、ということでもありますけれども、子ども新聞だからこの時期には、きっと夏休み特集で自由研究などの記事が載っているものを想定していたというふうに思います。

現に「毎日」、それから「朝日」の子ども新聞は、そういう内容であります。要するに教育委員会は中身を見ることなく配布したわけであります。そして指摘を受けて初めて記事に目を通した結果、問題なかった。「政治的中立性」は担保されているとの見解でした。

私ね、耳を疑ったんですけれども、この新聞の一体どこに安倍首相を批判した内容があるのでしょうか。あの中立性というのはね、一つの記事が安倍首相の訃報が報道された記事があったら、それに批判的なものがないと、中立性を保ったことになりませんよね。

この新聞の一体どこにそういう批判された文面があったのでしょうか、教えてください。

■教育長

あの先ほど中立という意味ではですね、逆にその一つの政党あるいは一人の政治家を支持する、あるいは反対するということを、この記事が示しているというものではない、という風に判断しております。

この段階で実は、この「読売こども新聞」ですが、あの事件の直後の記事ということになります。そういう意味ではですね、まずはその事件を知らせるところに注力をして、掲載したのではないかと考えておりますが、そういう風なことを授業で使うわけではなくて、私どもが配布いたしましたのは、答弁でも申し上げましたように、夏休みの自由研究に使えるという部分を私どもとしてはお願いをして、実際にそういう風な記事になっていたということでございます。以上でございます。

●山内議員

いろいろおっしゃっていますけれども、実際にこれが配られた新聞の内容（紙面を手にとって示す）でありますけれども、すべて記事の内容は、安倍元首相を礼賛する記事であります。

これを政治的に中立だと本当に言えるのか、ということでもありますけれども、この問題でこの新聞を示した上で元文科省の事務次官だった前川喜平さんに見解を伺ったんです。

そうすると自民党という一党一派の総裁であった方で、その人を褒め称えるだけの内容のものを子どもに与えるのは、非常に問題がある。やはり政治的中立性という学校教育に必要な原則に触れるものだ。それを漫然と配るのも問題だ、という見解でありました。

これ教育委員会の責任、非常に重いというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

■教育長

この記事が礼賛だ、礼賛ではない、ということ判断することそのものが、教育委員会としては何らかの政治的な判断をしてるのではないかというふうに考えます。以上でございます。

●山内議員

あのね、教育現場に教育委員会が配った資料です。学校現場で配られたものは、すべて教材であります。この教材に対して反論する新聞、それから内容の物をしっかりとつけることが中立的立場に立つ、ということだろうと思うんですけれども、いかがでしょうか。

■教育長

この「読売子ども新聞」を配布いたしましたのが、まあ言ってみれば、7月14日、夏休み直前でございます。夏休み直前の時期と言いますのは、夏休みに子どもたちの例えば自由研究に資する、あるいは子どもたちの夏休みの間、どこかに行ってほしい、あるいは市なり、いろんな市の教育委員会が講演をかけていますけども、いろんなイベントがありますよ、ということをお知らせする。いろんな内容がありまして、それぞれの学校で微妙に違いますけれども、約30種類ぐらいいろんな配布物がございます。

その中の一環として自由研究に役立つ資料ということで、配布させていただいたものがございます。

●山内議員

自由研究に使われるものとして、学校に配られたものだということですが、同じ日、前後の日、事故（事件）の後の日の、「毎日」「朝日」の新聞は、この記事（事件）を扱ってません。小さく扱っているところもありますけれどもね。大体、夏休みの教材に使えるような記事になっているということですが、これね配ったことによって、例えば子どもから安倍元総理ってすごい、えら人やったんやね、という質問を子どもからされた時、先生は何と答えればいいんでしょうか。

■教育長

たぶん先ほどの冒頭の質問にありました、その誘導ではないかという事のご質問だと思いますが、これはあくまでも授業で使うものでありませんので、それぞれのご家庭でいろんな新聞を取ってらっしゃると思います。また取ってらっしゃらないご家庭もあるかと思えます。その中の一つの配布物でございますので、教育としましては授業で使わないので、先生がそれに対してどう教えるかというようなレベルの話ではないと思っております。

●山内議員

あのね、学校で配られているんですよ。しかも担任の先生から配られてるわけですよ。それが「教材じゃない」と言えますか。学校現場で配られているんですよ。

しかも家庭、そのものに全部届いてるわけですよ。教育委員会からですよって配っているわけです。それが各家庭に届いているんですよ。それは教育委員会が政治的中立性を保っている配布物だと、お墨付きを与えているわけでしょう。どうなんですか。

■教育長

ここに關しましてはあくまでも私どもは、いわゆる夏休みの前の自由研究に資するという意味で言うと、これ一般の発行されてる新聞でございますので、その特集ということも含めまして、子どもたちが夏休みに活用してもらえればいいな、というふうに考えておるところでございます。以上でございます。

●山内議員

じゃあね、教育委員会はタダでもらったものは、なんでも配るんですか。そう言っているのと一緒じゃないですか。政治的中立を守る責務があるんですよ。だから、内容を知らなかった、で済む問題じゃないんですよ。

これは教材に使われませんっていう問題じゃないんですよ。学校で配られたものはすべて教材なんですよ。それが各家庭に届いてるんですよ。これはね、しっかり反省すべきですよ。

教育委員会は当初、中身までチェックすることはできないと。配るか、配らないか、は学校長判断だと言っておりましたが、今後もその考えで行くんですか。また今回の配布について配布しなかった学校はありますか

■教育長

先ほどですね、例えば夏休みの前に30種類ほど、学校でチラシなり、刊行物が配布されているというふうに説明差し上げましたが、配布するものは、すべての学校が同じものではなくて、学校長判断で配布してるものもございますが、一般的には市なり、あるいは公共的な団体が主催するイベントなり、施設なりのまあ広告、あるいは私ども教育委員会が後援しているイベント、それからあとはですね、逆に基本的に配らないものは、例えば、利益誘導に直結するようなもの、それから例えば単なる宣伝であること、そして中立性を欠くもの—そういったものに関しましては基本的には配っておりません。

先ほどの「読売子ども新聞」ですけれども、6月の段階では全ての学校が確かに頂きたいということで、私どもの方から読売新聞社の方に全校に配ってもらったんですけども、あの今回ちょっとあの確認してみましたら、やはり小学校の4、5年生、小学生のですね心情を配慮して、ちょうど事件の後ですね、テレビ報道等で、非常に銃撃のシーンだとか、ショッキングなシーンが流れておりましたので、子どもの心理的な影響を考慮して配布を取りやめたという学校も何校かございます。以上でございます。

●山内議員

問題のもう一つがね、漫然と配られた、ということなんですよ。何も問題(意識)を持たずにやってしまった。配ってしまったということなんですね。

親が問題視するものを、教育現場にいるプロが何の違和感もなく配布してしまうということが、本当に恐ろしいなと感じます。

非常に恥ずかしいことですけれども、教育委員会がチェックしないのなら、教育長の責任で人権感覚、それから憲法感覚、もう一度考え直すきっかけとしていただきたい、というふうに思います。以上で終わります。